



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う知事又は議会の議長が任命権者である現業職員の住居手当に関する経過措置を定める規則（人事課）…………… 1
- 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）…………… 3
- 沖縄県流域下水道条例施行規則（下水道課）…………… 4
- 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）…………… 5
- 企業局事項**
- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 6
- 病院事業局事項**
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 6
- 人事委員会事項**
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 7

規 則

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う知事又は議会の議長が任命権者である現業職員の住居手当に関する経過措置を定める規則をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第58号

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う知事又は議会の議長が任命権者である現業職員の住居手当に関する経過措置を定める規則
(住居手当に係る経過措置)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年沖縄県条例第75号。以下「平成24年改正給与条例」という。）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた平成24年改正給与条例第2条の規定による改正前の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号。以下「旧条例」という。）第6条に規定する知事又は議会の議長が任命権者である現業職員（以下「現業職員」という。）に支給する住居手当の月額及び支給方法その他の取扱いについては、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）第10条第1項の規定にかかわらず、この規則によるものとする。

(住居手当の月額)

第2条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる現業職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる現業職員のうち第3号に掲げる現業職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 旧条例第6条第1号に掲げる現業職員 次に掲げる現業職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている現業職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている現業職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分

- の1 (その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 旧条例第6条第2号に掲げる現業職員 2,500円
- (3) 旧条例第6条第3号に掲げる現業職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額
(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- (現業職員の所有に係る住宅に準ずる住宅)

第3条 旧条例第6条第2号に規定する「これに準ずる住宅」とは、次に掲げる住宅とする。

- (1) 現業職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅
- (2) 現業職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅
- (3) 前2号に掲げるもののほか、任命権者が定める住宅
- (世帯主)

第4条 旧条例第6条第2号に規定する「世帯主」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている現業職員をいう。この場合において、現業職員又はその扶養親族たる者と現業職員の配偶者又は一親等の血族若しくは姻族である者(以下「配偶者等」という。)とが共有している住宅(任命権者がこれに準ずると認める住宅を含む。)に当該現業職員と当該配偶者等とが同居しているときは、これらの同居している者全員で一の世帯を構成しているものとする。

(届出)

第5条 新たに旧条例第6条の現業職員たる要件を具備するに至った現業職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、任命権者が定める様式の住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。住居手当を受けている現業職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第6条 任命権者は、現業職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が旧条例第6条の現業職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 任命権者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を任命権者が定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第7条 第5条第1項の規定による届出に係る現業職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、任命権者の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第8条 住居手当の支給は、現業職員が新たに旧条例第6条第1項の現業職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、現業職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている現業職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第9条 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている現業職員が旧条例第6条第1項の現業職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、平成24年改正給与条例の施行の日（平成25年1月1日）から施行する。

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第59号

沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県港湾管理条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第142号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 移動式荷役機械は、岸壁及び荷さばき地での荷役作業において使用するものとする。

第6条第1項の表に次のように加える。

| | |
|---------|-------------------------|
| 移動式荷役機械 | 移動式荷役機械使用許可申請書（第7号様式の2） |
|---------|-------------------------|

第7号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2（第6条関係）

移動式荷役機械使用許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
 申請人 氏 名
 連絡先
 （法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名）

次のとおり移動式荷役機械を使用したいので許可願います。

| | | | |
|--------------------------|--------------------------|------|---|
| 申請者コード | | | |
| 施設コード | 移動式荷役 機 械 名 称 | | |
| 信号符字（コール サイン）等 | 船 名 | | |
| 使用予定期間 | 年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分まで | | |
| 備 考 | | | |
| 港湾管理者記入欄（以下の欄は、記入しないこと。） | | | |
| 使用期間 | 年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分まで | | |
| 使用時間 | 時間 | 使用料金 | 円 |

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成25年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条の改正規定を次のように改める。

第5条の見出し中「使用上」を「の使用上又は利用上」に改め、同条に次の1項を加える。

4 西原・与那原マリパークの陸置場及び係留施設の利用期間は、1年以内とする。

沖縄県流域下水道条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第60号

沖縄県流域下水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県流域下水道条例（平成24年沖縄県条例第96号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) レベル1地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- (2) レベル2地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。
- (3) 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。
 - ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設
 - イ 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設

(4) その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設及び処理施設)

第3条 条例第5条第3号に規定する規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条第1項、第3項及び第4項に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が2度以下であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第四条の三第二項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成20年国土交通省告示第334号）により検定した場合における検出値によるものとする。

(耐震性能)

第4条 重要な排水施設及び処理施設の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- (1) レベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
 - (2) レベル2地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。
- 2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。
(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置)

第5条 条例第5条第5号に規定する規則で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置
(排水管の内径及び排水渠の断面積を定める数値)

第6条 条例第6条第1号に規定する規則で定める数値は、排水管の内径にあつては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、排水渠の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

（汚泥処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置）

第7条 条例第7条第2号に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置
(終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう講ずる措置)

第8条 条例第9条第5号に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第61号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年沖縄県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号及び第13条第2項第2号中「第6条第1項第2号ア又はイ」を「第6条第1項第2号アからオまで」に改める。

第19条第1項中「第28条ただし書」を「第28条第1項ただし書」に改める。

第24条の3の表中「第6条第1項第2号ア」を「第6条第1項第2号アからエまで」に改める。

第15号様式中「第6条第1項第2号アに」を「第6条第1項第2号アからエまでに」に、「⑦引揚者」を「⑦引揚者 ⑧ハンセン病療養所入所者等 ⑨同居者が小学校就学始期に達するまでの者」に、「第6条第

1項第2号イ」を「第6条第1項第2号オ」に、「第6条第1項第2号ア又はイに」を「第6条第1項第2号アからオまでに」に、「政令第1条第3号イからへまで」を「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号イからホまで」に、「条例第6条第1項第2号ア又はイ」を「条例第6条第1項第2号アからエまでに規定する者の該当の有無」及び「条例第6条第1項第2号オに規定する者の該当の有無」に改める。

第43号様式中「第57条」を「第63条」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項及び第43号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第6号

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月26日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 兼 島 規

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第6項」を「第5項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第7条第3号」を「第7条第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第5号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月26日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「第6項」を「第8項」に改め、同条第3項中「住居手当に関する規則第3条に定める住宅をいう」を「次に掲げる住宅とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅
- (2) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が定める住宅

第24条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、住居手当に関する規則第6条第1項、第7条第1項、第9条第1項及び第10条中「条例第15条第1項」とあるのは「給与条例第9条」と、同規則第6条第1項中「実情」とあるのは「実情、住宅の所有関係等」と、「住宅、家賃の額等」とあるのは「住宅、家賃の額、住宅の所有関係等」と読み替えるものとする。

第24条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加え

る。

- 4 給与条例第9条第2号の「世帯主」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員をいう。この場合において、職員又はその扶養親族たる者と職員の配偶者又は一親等の血族若しくは姻族である者（以下「配偶者等」という。）とが共有している住宅（管理者がこれに準ずると認める住宅を含む。）に当該職員と当該配偶者等とが同居しているときは、これらの同居している者全員で一の世帯を構成しているものとする。
- 5 給与条例第9条第2号に掲げる職員の住居手当の月額は、2,500円とする。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月26日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第23号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年沖縄県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第12条に規定する扶養親族で扶養手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第13号）第2条の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の次に「この号において」を加え、「（条例第12条に規定する扶養親族で扶養手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第13号）第2条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

第5条及び第5条の2中「第15条第1項第3号」を「第15条第1項第2号」に改める。

第6条第1項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「、住宅の所有関係等に」を「等に」に改める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

| | |
|--|--|
| <p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p> | <p>印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号</p> |
|--|--|